

マイナ保険証の現状と今後の普及促進についてお答えします。

村内における国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者のマイナンバーカード普及率は68.53%であり、村として把握できる国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度におけるマイナ保険証の交付率は、国保において252名(被保険者の66.27%)、このうち、日本人の住民に限ると230名(被保険者の69.13%)となっております。また、後期高齢医療においては、193名(被保険者の71.50%)となっております。

ご質問にあります、マイナンバーカード保有率に関しては、総務省が公表する「マイナンバーカードの普及」情報について、令和6年5月から、表示する統計の値が『交付数』から『保有数』に変更されており、令和7年10月末時点の赤井川村は、交付枚数率で見ますと74.2%となっております。

なお、『保有数』は、交付枚数から「死亡や有効期限切れ等により廃止されたカードを除いたもの」ですが、令和7年10月公表値では、分母とする人口が同年1月1日時点の人口となっております。

赤井川村は冬季リゾートの存在により、特に1月を含む冬期間は外国人の比率が高くなり、シーズンが終わると移動する外国人住民が多いため、『保有率』がなかなか上がらない大きな要因となっております。

2点目の高齢者に対する普及促進に取り組みですが、昨年度、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する広報活動を行っているほか、マイナンバーカードの更新手続きに関しても広報活動を展開しているところですが、窓口においては、マイナ保険証に対し拒否感を示される方も一定数存在します。医療を受けるためには、被保険者資格者証の提示でも影響はありませんので、この点は、住民一人ひとりのご判断に委ねているのが実情です。

3点目のマイナ保険証によるメリットの周知の状況ですが、ご質問にあります、診療時の手続きの簡素化に関しては、先にご説明しているように村で把握している国保や後期高齢医療の被保険者の方に対しては、特に入院時における高額療養費の限度額適用認定については、被保険者の手続きの簡素化につながるものであり、個別に窓口にてご説明をしているところです。

また、赤井川診療所におけるマイナ保険証の利用状況ですが、慢性疾患等に

よる「かかりつけ医」として毎月43名程度の方が来院され、そのうち31名の方は、マイナ保険証により受診をしている状況となっておりますが、来院者に対し、病院窓口においてお声がけをさせていただき、マイナ保険証による受診をお勧めしているのが実情です。

最後に、マイナ保険証普及率向上に関して、ご質問により様々ご提案をいただきましたが、大前提としてマイナンバーカードを持つということが基本となりますが、マイナ保険証の普及促進に当たっては、議員のご提案にもあるように、昨年度住民周知を行いました。医療機関と連携した取り組みが最も効果的であると考えており、具体的には、マイナンバーカードを所持している方で、健康保険証との連携を行っていない方に対しましては、「かかりつけ医療機関」で手続きを行うよう窓口にてご説明をしております。その中には、赤井川診療所も含まれ、昨年度は一定数、赤井川診療所においてマイナ保険証連携登録の相談が寄せられ、サポートもしておりますので、引き続き、国保や後期高齢者医療におけるマイナ保険証の普及促進を行っていく考えであります。

なお、外国人労働者につきましては、転入手続きに訪れるタイミングも就労状況もそれぞれ異なることから、まとまったかたちでの説明会・相談会の開催は予定しておらず、窓口での相談に対して都度応じる対応をとっております。

令和7年 第4回定例会 能登議員 一般質問答弁資料

まず1点目の質問にあります、文書管理の強化、記録の徹底についてですが、

村の施策を推進するうえでは、「起案」のみならず、進捗状況や方針を変更などの場合も、その経過に係る決裁などを行い、最終的には「報告」という形で決裁するのが通例です。

もちろん、業務内容により、全ての事案に適用しているわけではありませんが、このような一連の流れが基本です。これまでのやり方を大きく変えるつもりはありませんが、文書管理に関しては今年度末に庁内に文書管理システムを導入し記録保全、適切な運用をこれまで以上に推進して参ります。

2点目の職員の知識習得・理解に関しては、職員の研修や知識習得は、回数に限られていますが、業務に係わる研修を役場内で実施し、対外的な研修も希望する職員は参加させております。

知識習得や理解度を高めるため、DXに由来する様々なツールを有効活用することや、また、複雑化する業務において今後は課・係の内部チェックはもちろんですが、今年度から新たに顧問弁護士契約を締結し相談体制も整えており、庁内全体で情報共有し業務を推進する必要があると考えます。

3点目の外部委託業務のチェック体制については、当然委託業務の内容、目的を把握したうえで、仕様書に沿った業務内容の確認、進捗状況の管理、必要に応じて適切な指示等をする必要があります。

業務が職員個人によって基本的な対応が違うことはあってはなりませんし、基本は今後更に徹底して参ります。また、職員では対応困難な業務に関しては、専門的は知見を有する事業者への委託業務は案件により今後も必要と考えております。

4点目の行動規範の明確化・徹底については、職員は地方公務員法に定められた義務、服務規定、村の条例・規則に則って職務にあたっておりますので、更に行動規範を明確化することを現在は考えておりません。

令和7年 第4回定例会 岩井議員 一般質問答弁資料

それでは岩井議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、道の駅指定管理者の指定について関係でございます。1点目の指定管理者としての応募資格は正しいのかというところかなと思いますけれども、道の駅あかいがわ指定管理者募集要綱にて資格要件を示しておりますが村内に事務所を所有し営業している法人について申請ができるものであります。

また赤井川村の公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則にて申請の資格について定めており、申請者から提出がありました申請、資格に係る申し立てにて申請資格を有していることが証明させられており資格要件を満たしているというふうに判断をしております。

その中で岩井議員からは登記がされていないとかそういった部分に関してそういった形なのに、適正なのかということですが、この部分に関しては一般社団法人の役員がいない状態での決算ができるかというような部分ですが、役員が不在の状態では決算については申告税務申告を行うことはできないと認識しております。ただ、指定管理者候補団体においては、履歴事項全部証明書にて理事不在となっている期間がありますが、一般社団法人および一般財団法人法に関する法律には、代表理事が欠けた場合ないし、定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合の措置として任期の満了または辞任により退任した理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有すると規定されております。

この規定により代表理事に不在の期間があるとしても、登記上、退任した代表理事がなお、代表理事として権利義務を有することになり、法人としての活動は継続されることとなりますので、この期間の決算書が正当性を欠くという評価にはならないと考えております。なお、代表権を有しない理事については、他に代表権を有する理事がいる限り後任の理事が選任されていない期間であるからといって、法人の活動に支障が生じることはないということは私どもとしても確認をさせていただいております。

また理事会の開催状況等についてもご質問がありましたけれども補助金を村から補助金を出している時期にも、そういったして指摘がありました。そのときにいろいろ確認をさせていただいた分、ときにはやはり当時コロナが流行っていたりだとか、理事に就任する方が病気で入院してしまったりという様々

な要因があって 登記をするのを遅れてしまったというようなことの説明を受けていたことを記憶しておりますので、そういった特別な事情があって、登記がなかなかされなかったというふうに認識をしております。

このため先ほど村からの補助金が適正なのかというふうに関しては先ほど言ったように登記上、理事に不在期間があるとして、でも退任した代表理事が名を代表理事として権利を有することになり法人の活動を継続されることになると、これには正当性があるということでございますので、補助金を出したことに對しての不適正はないというふうに私としては考えております。また審査の中で審査員を公表できないのはなぜかという部分に関しては、これについては公平性を担保するために公表はしてないといこれまでも指定管理制度が始まって以降、その審査会をやる都度公表はしてないという所でございます。

続きまして庁舎の改修に係る補助金の処理についてでございます。

本年度から2年間で計画されていた調査改修工事に当たりましては、環境省補助金を2ヶ年で2億2000万円を見込み、令和7年度は1億2100万円を当初予算に計上しました令和7年5月9日に既存建物のZEB化普及促進支援事業補助金を申請し6月16日に採択通知がありました。

採択額は当初の見込みを下回る2ヶ年合計で6438万5000円、令和7年度は4042万円でございます。その間、改修工事实施に向け、7月18日から8月20日まで公募型指名競争入札に係る公募、公告を行い、入札参加者参加希望者を募りましたが入札を希望する業者は現れず、9月19日に予定した入札は不調により終わっております。

この時点で、年度内の工事着手が難しい状況となり、再入札した場合の取り扱いについて、補助金執行団体の一般社団法人静岡県環境資源協会に相談をいたしましたところ、工事が年度内に実施されなければ補助金の交付対象にはならないことから、採択の辞退を決意し9月26日付で辞退届を提出し10月1日に協会の方から受理いたしの連絡がありました。

これについては、文章で何か聞いたことが直接協会の方から担当の方に電話が入ったというふうに報告を受けております。一方で、村としては入札不調の原因究明を行い工期、工程、工事費の再積算など再入札および年度内契約を行った上で、令和8年度以降の工事实施を目標に、補助金より有利な財源を確保

を図るべく、単独事業での活用が可能で、かつ地方交付税で財源措置される地方債の活用を目指したというところで、この辺の時系列的には9月の議会の際に報告を入札不調でしたと伝えておりました。ただ私としては、実施に向けてもう一度計画を見直したいと財源等についても見直したいということによって10月いっぱいまで時間をくださいというお願いをする中で財源措置、今お話したように、年内に着工しないとお金をもらう、もらえないということもはっきりわかりましたし、当初予定していた補助金が大幅に減額されるということでそれでは財源措置としては好ましくないということで違う起債というふうに財源を求めたということで、9月26日に辞退届を提出したということでございます。

このことについては再三議長の方から、それはきちんと議会に説明をしてから要するにやることなのではないかというような御指摘もいただいておりますけれども、私どもとしては財源確保の部分から計画を見直す過程の中でこういった取り扱いをしていったという認識でございましたので、この場で改めて申し添えさせていただきます。

この間、総務委員会でも議論していただきましたけれども、11月15日開催の総務開発常任委員会において、村として重要計画を白紙に戻す決断をさせていただいたところではあります。

以上が補助金処理に係る流れですが、その時々の中で判断しておりましたZEB補助金に関しては交付決定前の採択という状況であり、改修工事を取り巻く当時の現況と今後の状況を総合的に判断し、辞退させていただいたものであります。

※岩井議員への答弁については当日の発言のまま